

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 基本測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 基本測量の終了……(同)……一
- 公共測量の終了(八件)……(同)……一
- 土地区画整理事業の施行認可……(都市整備局市街地整備部区画整理課)……二
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……(都市整備局市街地整備部再開発課)……三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……(環境局環境改善部化学物質対策課)……三
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止……(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)……五
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定……(同)……六
- 森林法第百八十九条の揭示……(産業労働局農林水産部森林課)……九
- 都道の区域変更……(建設局道路管理部路政課)……九
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……(生活文化局都民生活部管理法人課)……二一

告示

- 鳥獣保護区の指定に伴う縦覧……(環境局自然環境部計画課)……三
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定に伴う縦覧……(同)……三
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……(東京都収用委員会)……三

●東京都告示第七百七十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(火山基本図「八丈島」・「新島」作成)
- 三 測量の区域 八丈島八丈町及び新島村各地方内
- 四 測量の期間 平成二十八年九月一日から平成二十九年二月二十八日まで

●東京都告示第七百十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 国土地理院

●東京都告示第七百十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京航空局長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月十二日

東京都知事 小池 百合子

- 二 測量の種類 基本測量(離島の基準点設置作業)
 - 三 測量の区域 須美寿島東小島地内
 - 四 測量の期間 平成二十八年六月一日から平成二十八年七月八日まで
- 一 測量施行者 東京航空局
 - 二 測量の種類 公共測量(復旧測量(基準点測量))
 - 三 測量の区域 大田区地内
 - 四 測量の期間 平成二十八年五月三十日から平成二十八年八月五日まで

●東京都告示第七百十五号

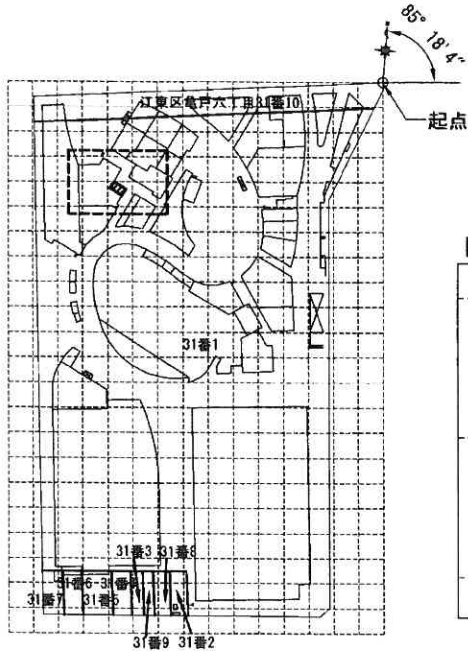
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、町田市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月十二日

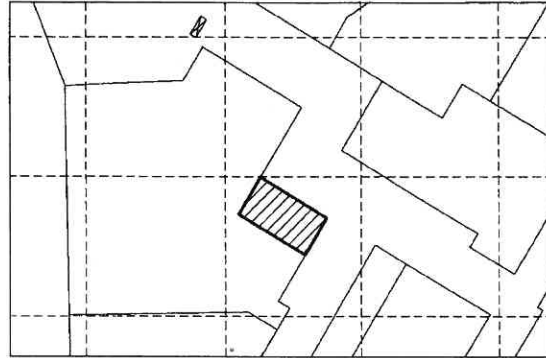
東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 町田市
- 二 測量の種類 公共測量(水準点測量)
- 三 測量の区域 町田市地内

別図



【拡大図】



- 凡 例
- 形質変更時要届出区域
 - 単位区画
 - 敷地境界
 - 筆境界

【起点】
 起点は、江東区亀戸六丁目31番10の最北端とする。

【格子の回転角度(85度18分4秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百二十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

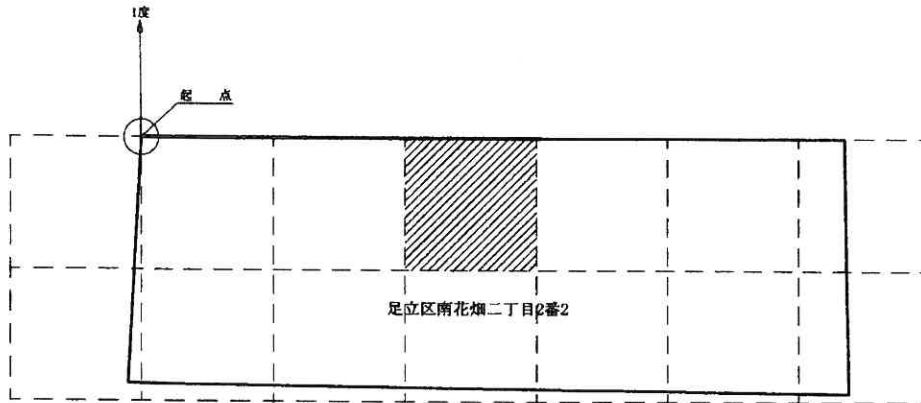
平成二十八年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区南花畑二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別 図



【起 点】
 起点は、足立区南花畑二丁目2番2の最北端とする。

【格子の回転角度】1度
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡 例】**
- 調査対象地・築境界
 - - - 単位区画
 - ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第七百二十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の十九第二項の規定に基づく届出があったので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子